

## 覚 書（応募者用）

1. この覚書は、バイオビジネスコンペ JAPAN 実行委員会（以下実行委員会という）が行うバイオビジネスコンペ（以下コンペという）において、ビジネスプラン企画書（以下企画書という）を応募する者（以下応募者という）と実行委員会との間における、同企画書の内容に関する取扱いについて定める。
2. 実行委員会は、応募者から提出された企画書を実行委員会が委嘱する「選考委員（書類選考・二次選考）、審査委員」に送付する。
3. 実行委員会は、企画書内の「3. 基本情報」「4. ビジネスプランページ①」「5. ビジネスプランページ②」「6. ビジネスプランページ③」「7. ビジネスプランページ④」「8. 事業化に関する情報、その他」に関しては、前項の選考・審査委員もしくは共催、後援団体に所属する者で実行委員会と秘密保持の覚書を結んだ者以外には秘密とする。ただし、「1. 基礎情報」「2. ビジネスプラン概要」については、この限りではない。
4. 実行委員会は、「応募の有無、応募者の氏名、所属、連絡先」に関し、応募者の所属する団体、共催団体、後援団体に公表する場合がある。
5. 応募者は、企画書の「企画提案の概要」欄の記入や二次選考会及び本選（審査）会でのビジネスプランの発表に際して、特許・実用新案権・意匠権・商標権・著作権などの知的財産権、及び営業秘密やいかなるノウハウなどの情報の法的保護についても、応募者の責任において対策を講じた上で、一般に公表しても差し支えない発表内容を決定するものとし、実行委員会や主催団体、協賛企業は何ら責任を負わないものとする。
6. コンペは、応募された企画書の内容について審査するものであり、特許の有効性・評価については審査の対象外とする。したがって、コンペの応募に関連して発生する「企画書の内容に関与する発明者間や出資者間の権利調整など」は、応募者の責任において処理するものとし、実行委員会は何ら責任を負わないものとする。
7. 実行委員会は、「任意の協賛企業から任意の応募者への問合せの有無」に関しては、当該応募者以外には秘密とする。
8. 応募者と協賛企業の任意の話し合い（相談会、商談を含む）については、当事者同士の責任において行うものとし、実行委員会は何ら責任を負わないものとする。

平成 21 年 月 日 バイオビジネスコンペ JAPAN 実行委員会

委員長 灘本 正博

応募者氏名（署名又は記名押印）

---